⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑶　建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者
①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が平成25年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。（ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものでそれぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合を除く。）を受けていない者（ただし、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については除く。）
②　①に記載する審査を受けている者のうち、３⑵に掲げるいずれかの方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知を受けていない者
⑷　測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。
⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記３の区分⑴に基づいて格付けをする。
⑶　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記３に掲げる範囲（別記３の１～３の⑵をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として、別記３に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

６　資格審査結果の通知
「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から平成29年３月31日までとする。
なお、集中受付により資格を付与される日は、原則、平成27年４月１日とする。
⑵　有効期間の更新手続　上記⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成28年度中に平成29・30年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
別記１の申請書の配布及び提出場所に同じ。

９　その他
⑴　申請書類（契約の種類：建設工事及び測量等）を提出し、決定された資格は、申請書を提出した財務（支）局が管轄する地域内の複数の財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）に対して有効である。
⑵　一の地区の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、他の地区の財務省関係機関においても資格を得ようとする者は、申請書類の提出に代え「一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録申請書」及び「等級決定通知書（写）」を提出すればよいものとする。
⑶　インターネットの使用により申請ができない場合
次の各号に掲げる場合には、インターネットの使用により申請ができないものとする。
①　契約の種類　建設工事
ⓐ　申請者が建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
ⓑ　申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成25年６月30日以後のものでない場合。さらに、再審査を含めて改正告示により改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない場合
ⓒ　申請者が経常建設共同企業体として申請する場合
ⓓ　事業協同組合で特例計算を希望する場合
ⓔ　協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
ⓕ　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）
ⓖ　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
ⓗ　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合
②　契約の種類　測量・建設コンサルタント等
申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
⑷　一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

別記１　申請書の配布及び提出場所
〔掲載順序　⑴都道府県名　⑵配布及び提出場所　⑶所在地〕

１　北海道地区（北海道財務局管轄区域）
⑴　北海道
⑵　北海道財務局管財部第１統括国有財産管理官
⑶　〒060―8579 札幌市北区北八条西２丁目札幌第１合同庁舎
⑵　函館財務事務所管財課
⑶　〒040―0032 函館市新川町25―18函館地方合同庁舎
⑵　旭川財務事務所管財課
⑶　〒078―8503 旭川市宮前通東4155―31旭川地方合同庁舎
⑵　釧路財務事務所管財課
⑶　〒085―8649 釧路市幸町10丁目３釧路地方合同庁舎
⑵　帯広財務事務所管財課
⑶　〒080―0015 帯広市西五条南６丁目
⑵　北海道財務局小樽出張所管財課
⑶　〒047―0007 小樽市港町５－２小樽地方合同庁舎
⑵　北海道財務局北見出張所管財課
⑶　〒090―0018 北見市青葉町６－８北見地方合同庁舎

２　東北地区（東北財務局管轄区域）
⑴　青森県
⑵　青森財務事務所総務課経理係
⑶　〒030―8577 青森市新町２－４―25青森合同庁舎
⑴　岩手県
⑵　盛岡財務事務所総務課経理係
⑶　〒020―0023 盛岡市内丸７―25盛岡合同庁舎
⑴　宮城県
⑵　東北財務局総務部会計課経理係
⑶　〒980―8436 仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎
⑴　秋田県
⑵　秋田財務事務所総務課経理係
⑶　〒010―0951 秋田市山王７－１－４秋田第２合同庁舎
⑴　山形県
⑵　山形財務事務所総務課経理係
⑶　〒990―0041 山形市緑町２―15―３
⑴　福島県
⑵　福島財務事務所総務課経理係
⑶　〒960―8018 福島市松木町13―２

３　関東地区（関東財務局管轄区域）
⑴　茨城県
⑵　水戸財務事務所総務課経理係
⑶　〒310―8566 水戸市北見町１－４
⑴　栃木県
⑵　宇都宮財務事務所総務課経理係
⑶　〒320―8532 宇都宮市桜３－１―10